

議員提出議案一覧表（意見書等）

議員提出議案第21号

青森市議会名誉議員の称号を贈る決議（可決）

「青森市議会名誉議員に関する規程」第2条の規定により、青森市議会議員として、32年有余にわたり地方自治の伸展と青森市政の発展に多大の尽力をされた奥谷進氏に対し、その功績を顕彰し、ここに青森市議会名誉議員の称号を贈る。

以上、決議する。

令和4年12月26日

議員提出議案第22号

青森市議会名誉議員の称号を贈る決議（可決）

「青森市議会名誉議員に関する規程」第2条の規定により、青森市議会議員として、32年有余にわたり地方自治の伸展と青森市政の発展に多大の尽力をされた藤原浩平氏に対し、その功績を顕彰し、ここに青森市議会名誉議員の称号を贈る。

以上、決議する。

令和4年12月26日

議員提出議案第23号

青森市議会名誉議員の称号を贈る決議（可決）

「青森市議会名誉議員に関する規程」第2条の規定により、青森市議会議員として、32年有余にわたり地方自治の伸展と青森市政の発展に多大の尽力をされた渋谷勲氏に対し、その功績を顕彰し、ここに青森市議会名誉議員の称号を贈る。

以上、決議する。

令和4年12月26日

議員提出議案第24号

介護保険制度の見直しに関する意見書（否決）

介護保険制度は、介護の社会化を目的とし、介護を社会全体で支えようと、2000年4月に施行された。施行後、幾度も制度改定や介護報酬改定が行われてきたが、必要な介護サービスを利用することができない実態が広がり、コロナ禍がこうした実態をさらに加速させている。

現在、政府においては、2024年の制度改定に向けた検討を進めているが、見直しの議論を行っている厚生労働省の社会保障審議会介護保険部会には、利用料の引き上げや介護サービスの削減などが検討課題として示された。

一方で、全日本民主医療機関連合会（全日本民医連）が今年9月中旬から10月にかけて緊急で実施した影響調査によると、施設入所者514人の回答のうち、利用料が2割負担

(現行の2倍化)になった場合、本人が負担して「今までどおり入所を続ける」が37.9%だったのに対し、家族の援助を前提に「今までどおり入所を続ける」が31.5%、「施設を退所、もしくは退所を検討する」が13.0%だった。

本人の負担で入所を続けると回答した人の中にも、自由記載で「いきなり2割になるのは負担が大きい」、「2割負担でとどまらずに更に負担増にならないかも心配です」など、懸念の声も上がっている。さらに、同調査では、在宅サービス利用者1097人が回答。利用料が2割負担になった場合、本人の負担で「今までどおり利用を続ける」が57.1%だった一方、「サービスの利用回数や時間を減らす」、「サービスの利用を中止する」などの回答も34.4%を占めた(複数回答)。

こうした調査からも明らかなように、さらなる利用者負担増やサービスの切下げは、利用抑制に拍車をかけ、介護難民を増やすことにつながるおそれがある。コロナ禍で疲弊し、物価高騰に苦しむ高齢者や家族への負担増を防ぎ、必要な人が充実した介護サービスを受けることができるようにするため、下記の事項を講じるよう強く求める。

記

- 1 利用者が安心して必要な時に介護サービスを利用できるよう、利用者の負担増やケアプランの有料化、要介護1・2の生活援助などの保険外し、貸与の福祉用具を購入に変更するなどの見直しを行わないこと。
- 2 公費により、全ての介護従事者の給与を全産業平均の水準まで早急に引き上げること。
- 3 介護保険料、利用料などの負担軽減を図るために介護保険財政における国庫負担の割合を大幅に引き上げること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月26日

議員提出議案第25号

(仮称)みちのく風力発電事業の中止を求める意見書(可決)

現在、世界各地で異常な豪雨、台風、猛暑、森林火災、干ばつ、海面上昇などの異常気象が相次いで起き、気候危機と呼ぶべき非常事態が起きている。気候変動対策を進めるためにも再生可能エネルギーの普及・促進を進めていくことは世界的にも重要となっている。

一方で、温室効果ガスを吸収する森林を大規模に伐採し、災害のリスクを高めるなど、気候変動対策に逆行するメガソーラー発電所の開発や巨大風力発電所の開発が様々な問題を広げている。

現在、十和田八幡平国立公園を含む八甲田山地域に日本最大規模で建設が計画されている(仮称)みちのく風力発電事業は、ほぼ全域が森林区域であり、特別天然記念物に指定されているニホンカモシカ、イヌワシ、クマタカなどの生息地であるほか、日本一おいしいと称された水道水源に影響を与える可能性がある。世界的に気候危機が叫ばれている中、巨大風力発電機を設置するために膨大な森林を切り倒し、開発することが予想され、悠久の時を経て培われてきた自然環境、眺望景観、水源や温泉などの資源に多大な影響を及ぼすことが予想され、市民からも不安の声が上がっている。

何世紀にもわたり培われてきた自然環境を一度失うと、元の姿を取り戻すことはほぼ不可能である。再生可能エネルギーの普及は重要とはいえ、市内外はもとより、国外の観光客からも愛されている貴重な自然環境を大きく改変させることは許されない。

よって、当該地域に巨大な風力発電施設を建設するべきではなく、国として、(仮称)みちのく風力

発電事業を中止させるよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月26日

議員提出議案第26号

物価高騰に見合う水準へ生活保護基準を引き上げをを求める意見書（否決）

生活保護制度は、日本国憲法第25条が規定する「健康で文化的な最低限度の生活」を無差別平等に保障する最後のセーフティネットである。

長期間にわたるコロナ禍の影響で、2021年度の生活保護の申請件数が2年連続で増加したことが厚生労働省の公表により明らかとなった。また、物価高騰の影響も予想される中、2022年8月分の被保護者調査では、前年同月比で生活保護の申請件数は7.1%増となっている。

一方で、生活保護基準が憲法で保障されている「健康で文化的な最低限度の生活」に見合っているか、疑問の声が上がっている。10月19日、横浜地裁は、生存権裁判において、2013年から行われた生活保護基準の引下げは生活保護法に違反するとして、原告勝訴の判決を言い渡した。全国29の裁判所で訴訟が提起されたが、基準引下げを違法とする判決は、2月の大阪地裁判決、5月の熊本地裁判決、6月の東京地裁判決に続いて4件目となる。判決では、2013年の生活保護基準の引下げが専門家の議論を経ず、改定の手法についても客観的な統計との整合性を無視したものと述べられている。

今、急激な物価高騰は低所得者ほど生活に深刻な打撃を与えている。物価高騰に歯止めがかからない現状では、給付金などの一時的な対策だけでは足りず、実態に見合う水準へ生活保護基準を引き上げることが必要である。

よって、政府において、下記の事項を講じるよう強く求める。

記

- 1 物価高騰に対応して、生活保護基準を緊急に見直すこと。
- 2 生活保護申請をためらわせる要因となっている扶養照会を廃止すること。
- 3 高齢加算を復活し、生活に必要な自動車利用を認めること。
- 4 生活保護受給者の大学・専門学校への進学を認め、生活保護を利用しながら学ぶ権利を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月26日

議員提出議案第27号

带状疱疹ワクチンへの助成及び定期接種化を求める意見書（可決）

带状疱疹は、過去に水痘に罹患した者が、加齢や過労、ストレスなどによる免疫力の低下により、体内に潜伏する带状疱疹ウイルスが再燃し、発症するものである。

日本人では、50歳代から発症率が高くなり、80歳までに約3人に1人が発症すると言われており、治療が長引くケースや後遺症として痛みなどの症状が残るケースもある。

この带状疱疹の発症予防のために、ワクチンが有効とされているが、費用が高額になることから、接種を諦める高齢者も少なくない。

帯状疱疹による神経の損傷によって、その後も痛みが続く帯状疱疹後神経痛と呼ばれる合併症に加え、角膜炎、顔面神経麻痺、難聴などを引き起こし、目や耳に障害が残ることもあるとも言われている。

そこで、政府に対して、一定の年齢以上の国民に対するワクチンの有効性等を早急に確認し、帯状疱疹ワクチンの助成制度の創設や予防接種法に基づく定期接種化を強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月26日

議員提出議案第28号

知的障害者・知的障害行政の国の対応拡充を求める意見書（可決）

身体障害者は身体障害者福祉法で定義され、精神障害者は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律で定義されている。ところが、知的障害者に関しては、知的障害者福祉法で知的障害者に対する福祉サービスは規定されているものの、知的障害あるいは知的障害者の定義は規定されていない。

また、身体障害者、精神障害者、知的障害者の手帳制度について、身体障害者と精神障害者の手帳は法律に基づき交付・運営されているが、知的障害者の療育手帳の制度は、厚生事務次官通知に基づき、各都道府県知事等の判断により実施要綱を定め、交付・運営されている。

知的障害については、自治体により障害の程度区分に差があり、また、各判定機関におけるボーダーラインにも差が生じている。自閉症の方への手帳交付は都道府県によって対応が異なっている。実際に、精神障害者保健福祉手帳を交付するところ、療育手帳を交付するところ、その両方を交付するところ等、様々な自治体がある。

よって、政府に対して、国際的な知的障害者の定義や自治体の負担等も踏まえた判定方法や基準の在り方の検討を踏まえ、知的障害行政及び手帳制度を国の法律による全国共通の施策として展開することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月26日
